

## ( 2 ) 廃棄物対策について

### 想定課題

国会等の移転に伴う新しい都市の活動における廃棄物対策はどうすべきか。

#### 対応方向

これからの廃棄物対策においては、「循環型社会形成推進基本法」において示されているとおり、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分、が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが重要となってきます。

国会等の移転に伴う新たな都市については、審議会答申における新都市の在り方においても「他の地域における環境負荷の低減にも貢献し、さらには全地球的環境問題に対しても積極的に寄与していくことが求められる。」とされているように、この法律に基づき形成されていく「循環型社会」のモデルとなるような、環境の世紀と言われる21世紀にふさわしい資源循環型の都市（エコシティ）として整備していく必要があります。

このためには、「ゼロエミッション（資源の消費を抑え、廃棄物を最小限にすることにより、地球環境への負荷を限りなくゼロに近づけるという思想）」の理念に基づき、まず、廃棄物の発生をできる限り抑制し、分別収集の徹底や古紙・生ごみなどのリサイクルシステムの導入を促進するとともに、省資源・省エネルギーの観点から、ゴミ焼却施設において焼却時に発生する熱を発電、冷暖房、給湯、温水プール・浴場への熱供給等の一部として利用し廃棄物の有効利用を推進するなど、新都市の周辺地域も一体として捉えた資源循環システムを構築する必要があると考えます。

#### 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定等の循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進することや、廃棄物等の処理の優先順位を 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 適正処分の順位とすること、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則等を定めている。

#### エコシティ

環境共生型都市をいう。都市緑化と省エネに重点を置き、例えば、地域冷暖房、中水道の利用、ゴミ処理施設の排熱利用などがある。

#### ゼロ・エミッション（「平成9年版環境白書」）

国際連合大学（本部は東京）が、「ゼロ・エミッション」構想として平成6年から提唱しているもの。

これは、産業界における生産活動の結果、水圏、大気圏や地上圏等に最終的に廃棄される不用物や廃熱（エミッション）を、他の生産活動の原材料やエネルギーとして利用し、産業全体の製造工程を再編成することによって、循環型産業システムを構築しようとする試みである。我が国でも、鹿児島県（屋久島）や環境事業団がゼロ・エミッションの考え方を具体化するモデル的事業を始めている。